

広島県告示第七百二十八号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成二十一年八月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

名称	医療法人社団玄同会小 島病院
所在地	福山市駅家町上山守二〇 三番地
効力を有する期限	平成二四年八月二日
備考	更新